

国民スポーツ大会県代表選手並びに強化選手の強化練習会 旅費・謝金・参加者負担金等に関する内規

(目的)

第1 国民スポーツ大会（北信越国民スポーツ大会を含む。）に向けて、長野県ボウリング連盟（以下「本連盟」という。）が行う強化練習会・合宿・強化試合（以下「強化練習会等」という。）に要する経費のうち、監督・選手・コーチ等に支給する旅費（交通費及び宿泊費）、監督・コーチ等の謝金（日当）、及び強化練習会等に参加する選手の参加者負担金について、この内規で定める。

(対象)

第2 この内規の対象は、国民スポーツ大会（北信越国民スポーツ大会を含む。）長野県代表選手、長野県国民スポーツ大会強化選手及び長野県強化選手が参加する強化練習会等（対外試合を含む。）とする。

2 本連盟が主催して開催するボウリング教室（体験会等を含む。）における競技指導者（補助員を含む。）及び講師の旅費、謝金（日当）について、この内規の対象とする。

(旅費)

第3 強化練習会等に参加する監督・選手・コーチ等の旅費は、次のとおりとする。

(1) 交通費 1 鉄道及び航空機使用

- ア 選手等自宅の最寄り駅から会場最寄り駅までの往復の鉄道料金とする。
- イ 会場地が県外等（特急列車の乗車区間が片道50km以上）で、新幹線・有料特急を利用する場合は特急料金も対象とする。
- ウ 特急料金が対象となる場合で指定席を使用した場合は、指定料金も対象とする。
- エ 航空機を使用する場合は、その都度常務理事会の承認を経るものとする。

(2) 交通費 2 自家用車使用

- ア 自宅から会場地までの行程（1km未満切り捨て）に30円/kmで積算した額とする。
- イ 高速道路を利用する場合は、高速道路利用料も対象とする。

(3) 宿泊費

- ア 1人1泊15,000円（税込み）を上限とする実費。
この場合、宿泊者名の記載のある領収書を提出すること。
- イ 宿泊費に食事代が含まれている場合（1泊2食）は対象とするが、宿泊施設とは別での食事又は食料品（弁当など）を購入した場合の費用は対象外とする。
- ウ 宿泊費の一部負担をする場合は、実費の1/2若しくは上限7,500円とする。

2 ボウリング教室の競技指導者の旅費は、前項の規定を準用して支給する。

3 ボウリングのプロライセンスを有する者に、指導若しくは講師を依頼する場合の旅費は、常務理事会の承認を経て決定するものとする。

(指導者謝金)

第4 強化練習会等の監督・コーチ等の謝金（日当）は、一日5,000円とする。なお、半日（4時間以内）の場合は、3,000円とする。

2 強化試合（対外試合を含む。）の監督・コーチ等の謝金（日当）は、専任の場合は一日

5,000円、選手兼任の場合は一日2,000円とする。

3 ボウリング教室の競技指導者の謝金（日当）は、一日5,000円とする。

4 ボウリングのプロライセンスを有する者に、指導若しくは講師を依頼する場合の謝金は、次のとおりとする。

(1) 一回10,000円を基本とする。

(2) 複数回若しくは期間を定めて依頼する場合の謝金は、常務理事会の承認を経て決定するものとする。

(参加者負担金)

第5 強化練習会等で宿泊を要する場合は、次の参加者負担金を徴収する。

ただし、国民スポーツ大会の代表選手が参加して行う合宿練習等は、この選手負担金を徴収しないものとするができる。

(1) 少年男女 一人3,000円

(2) 成年男女 一人5,000円

2 対外試合における参加者負担金は、その都度常務理事会で決定するものとする。

(内規の改廃)

第6 この内規の改廃は、理事会の議決を経て決定する。

内規改正経過 平成15年4月1日制定

平成31年（2019年）2月3日改正、同年4月1日施行

令和3年（2021年）3月14日改正、同年4月1日施行

令和3年（2021年）4月18日改正、同日施行

令和5年（2023年）4月9日改正、同日施行